

令和3年9月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度9月総会を日置市中央公民館3階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第27号 農地法第3条許可申請書審議について	(9件)
議案第28号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第29号 農地法第5条許可申請書審議について	(9件)
議案第30号 非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第31号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第32号 農用地利用集積計画審議について	(56件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

※ 今回の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農地利用最適化推進委員 (15人) を除いた総会とした。

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度9月定例総会を開会します。
本日は、鹿児島県に出されているまん延防止等重点措置が9月30日まで適用されていますので、今月も農地利用最適化推進委員は欠席といたしました。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、14番池田初男委員と15番今屋政市委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第27号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 まず、総会資料の訂正をお願いいたします。資料2頁の番号9です。
申請地が2筆記載されておりますが、そのうち吹上町湯之浦1430-5の土地が過去に転用済みのため、総会資料からの削除をお願いいたします。
それでは、議案第27号農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。
資料の1頁から11頁をご覧ください。9件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,443㎡、作物は野菜です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,613㎡、作物は甘藷です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は326㎡、作物は野菜です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は214㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,331㎡、作物は甘藷です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は457㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,051㎡、作物は野菜です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,787㎡、作物は野菜です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は76,012㎡、作物は水稻です。
以上、計9件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

10番 議案第27号の番号1について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の西園委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第27号の番号2について報告いたします。

令和3年9月23日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 2 番 議案第27号の番号3について報告いたします。

令和3年9月19日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 4 番 議案第27号の番号4について報告いたします。

令和3年9月20日、私と副の松崎（秀）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 5 番 議案第27号の番号5について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の鶴田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 5 番 議案第27号の番号6について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 7 番 議案第27号の番号7について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第27号の番号8について報告いたします。

令和3年9月18日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第27号の番号9について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第27号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

2番 番号9の削除された申請地の転用目的は何ですか。

事務局 申請地からつながる奥の方にある農地への通路と考えられます。

会長 よろしいですか。他にご質疑等ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第27号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第27号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第28号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の12頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

なお、昭和30年頃に転用済みのため始末書がついております。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第28号の番号1について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第28号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第28号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第28号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第29号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の14頁をご覧ください。

番号1から番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、駐車場、権利種別は賃借権設定です。

番号5の転用目的は、利用土及び資材仮置場、権利種別は賃借権設定です。

番号6から番号9の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号2については、隣接地の宅地も同時購入し、一体利用面積は426.97㎡です。

番号4については、転用済みのため、始末書が添付されております。

番号5については、申請地近くの橋の架け替えに係る工事のための一時転用です。

番号9については申請面積が754㎡であり、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を越えておりますが、申請地南側はドッグランの敷地を設けるとの理由書も添付され今回の申請面積となったものです。

以上、計9件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

事務局 本日は推進委員が欠席のため、番号1及び番号2につきましては、事務局の方で代読させていただきます。

事務局 議案第29号の番号1について報告いたします。

令和3年9月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局

議案第29号の番号2について報告いたします。

令和3年9月24日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番

議案第29号の番号3について報告いたします。

令和3年9月18日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約130mに位置する農地であり、その規模が約4.8haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第29号の番号4について報告いたします。

令和3年9月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第29号の番号5について報告いたします。

令和3年9月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約105mに位置する農地であり、その規模が約0.3haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番

議案第29号の番号6について報告いたします。

令和3年9月21日、私と副の嶋野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第29号の番号7について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第29号の番号8について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第29号の番号9について報告いたします。

令和3年9月22日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第29号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

15番 番号9の事務局説明で一般住宅の面積要件500㎡を超えているが超えている分をドッグラン敷地とするということで要件を満たしているとのことでしたが、面積の制限を受けないのですか。

事務局 ドッグラン用の敷地面積は犬1頭で約100㎡とされています。申請人は頭数を増やし、2・3頭を飼いたい意向があり、754㎡の申請面積で適当であると判断しました。

5番 前回のドッグランでの転用の際、登記地目は何ですかと質問しましたら、雑種地であろうとの回答であったと思います。この案件の場合、どのような地目になるのですか。

事務局 宅地となると思います。

事務局 この案件の場合、事務局でも一般住宅とドッグランで分けての申請になるのではないかのとの話もしました。今回は、このような申請としましたが、15番委員からありました面積制限の問題もあります。県と近隣市町に事例等をお聞きし、今後対応していきたいと思います。

会長 よろしいですか。他にご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第29号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第29号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第30号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の25頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

以上、計1件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第30号の番号1について報告いたします。

令和3年9月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第30号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第30号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第31号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 27ページをご覧ください。

議案第31号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。東市来町養母、登記地目は畑、登記面積は347㎡、現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。

以上、畑1筆、面積347㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと、判断しました。

ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第31号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第31号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第32号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号6、番号7です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田は3,833㎡、畑はなし、計3,833㎡、うち再設定面積は1,705㎡、
利用権設定件数は2件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第32号の横山委員が関係する利用権設定の番号6、番号7の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の横山委員が関係する利用権設定の番号6、番号7の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 33頁の番号13です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田はなし、畑は1,100㎡、計1,100㎡、うち再設定面積はなし、利用権設

定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第32号の東委員が関係する利用権設定の番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の東委員が関係する利用権設定の番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、日高格一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁から39頁の間にあります番号6、7、8、9、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、23、25、26、27、28、29です。貸借です。

この案件につきましては、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は15,756㎡、畑は10,227㎡、計25,983㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は20件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第32号の日高委員が関係する農地中間管理事業の番号6から番号9、番号11から20、番号23、番号25から番号29までの計20件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の日高委員が関係する農地中間管理事業の番号6から番号9、番号11から20、番号23、番号25から番号29までの計20件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 日高委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 議案第32号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の29頁です。売買です。

面積について、田は2,588㎡、畑は2,049㎡、計4,637㎡、利用権設定件数は2件です。

次に、利用権設定分です。資料の30頁から33頁です。貸借です。

面積について、田は3,804㎡、畑は7,031㎡、計10,835㎡、うち再設定面積は2,556㎡、利用権設定件数は11件、うち再設定件数は1件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の34頁から42頁です。貸借です。

面積について、田は6,396㎡、畑は14,195㎡、計20,591㎡、うち再設定面積はな

し、利用権設定件数は20件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第32号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和3年度9月総会を閉会します。

(閉会 10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

14番

15番